

令和7年度

社会福祉法人厚木市社会福祉協議会 事業計画書

1 事業方針

令和7年度は、「地域共生社会」の実現に向けた行動計画としての性格を有する第7次地域福祉活動計画が2年目を迎え成果も求められることから、計画に位置付けられている事業を着実に推進するとともに、住民ニーズの高い事業により積極的に取り組みます。また、地域福祉活動計画における地区別計画を推進するため、地区地域福祉推進委員会とより緊密に連携し、地域福祉の更なる向上に努めます。

2 重点事業

(1) 地域の支え合いの仕組みづくり

地域でのつながりを構築するために、生活支援コーディネーターを中心に地域資源や社会資源の把握に努め、行政や第二層協議体と連携し、地域が主体的に活動をしていける体制づくりをめざします。

さらに、地域活動を担う地区地域福祉推進員会への支援を継続し、地域の実情に応じた支え合いの取り組みを推進します。

(2) 孤立を防ぐ地域づくり

福祉まるごと相談を実施し、地域住民一人一人の困りごとに寄り添う支援を行い、個々の相談を通じて、“その人を支えるための地域をつくる”支援を推進します。

当事者が地域とのつながりを持つことが社会参加の第一歩となることから、個別支援と地域支援を一体的に行い、高齢、障がい、児童、生活困窮等の分野を超えた包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを行います。

(3) 権利擁護の推進

認知症、知的障がい、その他の精神上の障がいがあることにより財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段であります。

成年後見制度に係る理解の普及を目的とした講座等を開催し、成年後見制度の利用促進に努めます。

さらに市民後見人を育成して成年後見制度の担い手の確保に取り組み、一人一人に応じた課題の整理や支援方針の検討を行うとともに、本人の意思を尊重し、本人を取り巻く関係者がチームとなり日常的な見守りを行う支援をめざします。

また、権利擁護支援や成年後見制度が必要な方の早期発見、早期支援に向けて関係機関による連携やネットワークをいかした協力体制を促進していきます。

主な実施事業（拠点区分及びサービス区分）

I 社会福祉事業

1 法人事業【226,773千円】

（1）法人運営事業【166,982千円】

適正かつ円滑な法人運営に努め、地域福祉の推進を図ります。

① 法人運営に係る関係会議の開催

事業計画・予算及び決算をはじめ法人運営に係る案件の審議等のため、理事会、評議員会等を適宜開催します。

② 役員及び評議員の研修

役員及び評議員を対象に、円滑な法人運営を遂行するため社会福祉の最新動向等を基本とした研修会を実施します。

③ 会員募集運動の実施

市民・団体や企業等に本会活動への理解と協力を求めるとともに、各自治会の協力を得ながら、会員の募集を行います。

また、市内法人（企業）等を対象に、訪問等により賛助会員への加入の働きかけを行います。

④ 事務局の管理・運営

各種法令等を遵守し、規律ある事務局体制の構築に努めるとともに、経費節減に努め、効率的な管理・運営を行います。

⑤ 職員研修・人材育成

県社協等の実施する研修への参加及び内部研修の充実、スーパービジョンの実施や実習生受入等を通して、職員の資質・職務遂行能力等の向上と人材育成の強化を図ります。

⑥ 関係機関等との連絡調整

地域福祉を総合的に推進するため、県社協及び他市社協、市内福祉関係施設等との連携と情報の共有を図ります。

⑦ 福祉まると相談の実施

福祉制度・サービスの相談から生活相談まで、幅広い相談に応じます。また、個別の支援を積み重ね、地域づくりと連動した取組を進めます。

⑧ 「社協あつぎ」の発行

本会活動の情報提供や周知及び福祉の理解促進を図るため、「社協あつぎ」を年4回発行します。

⑨ 厚木市社会福祉大会の開催

社会福祉への功労に対し、表彰及び感謝の意を表するとともに、福祉意識の高揚を図るため、厚木市との共催により開催します。

⑩ 啓発宣伝・情報発信事業

ホームページやフェイスブックによる迅速な情報発信を行うとともに、地域

福祉への理解と関心を深めるきっかけづくりを目的に、本会職員が地域に出向いて社協の事業や取組の説明・情報提供などを行う講座を実施します。

⑪ ふれあい基金の管理・運用

ア 基金の増強及び安全かつ有利な方法での管理・運用に努めます。

イ 住民福祉活動支援のための財源の一部として活用します。

⑫ 善意銀行の運用

市民や企業等からの寄付を受け、寄付金等の有効活用に努めます。また、指定寄付金を原資として、交通遺児に対し福祉金を支給します。

(2) 住民福祉活動推進事業【31,255 千円】

地区地域福祉推進委員会に対し各種事業の支援及び助成等を行うとともに、地区地域福祉推進委員会連絡会議を活用し、各地域の福祉課題の解決に向けた支援に努めます。また、重層的支援体制整備事業における参加支援事業と地域づくり事業を実施します。

① 地区地域福祉推進委員会事業費の交付

地区地域福祉推進委員会の運営や活動を支援するため、賛助会費及び厚木市交付金を財源とした事業費を交付します。

② 地区地域福祉推進委員会活動への助成

広報活動やミニデイサービス、子育てサロン、敬老事業、見守り活動等事業別の活動に必要な助成を行います。

③ 小地域ふれあい活動への助成

地域住民が主体となり行う助け合い活動や居場所活動等の継続的な運営のため、その活動に必要な助成を行います。

④ 地区地域福祉推進委員会連絡会議の開催

研修や情報交換を通して、各地区の福祉課題の把握や情報を共有し、地区ごとの地域福祉の推進を図ります。

⑤ 地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーターによる支援

地域住民の個別相談を受け、地域の関連する会議や打合せ等に参画しながら、地域課題の解決に向けた支援を行います。

⑥ 新たな居場所づくりへの支援

居場所マップの充実を図るとともに、幅広い世代への周知を行います。また、新たな居場所の提供者発掘への支援や運営者を支援します。

⑦ 重層的支援体制整備事業における参加支援事業と地域づくり事業

厚木市から受託している重層的支援体制整備事業の参加支援事業と地域づくり事業を実施し、既存の事業では対応できない狭間のニーズに対する社会参加の実現に向けた取組や、地域内の新たな社会資源の発掘を行い、各分野を超えた支援を推進します。

(3) 福祉活動推進事業【4,836 千円】

市民の福祉向上を図るため、人材育成として同行援護従業者養成研修、福祉当事者団体等への支援、車いすの貸出し、保育園への支援等の実施と障害者週間の啓発事業等に取り組みます。

① 同行援護従業者養成研修事業

障害者居宅介護事業に係る人材の育成として、県の指定を受け、同行援護従業者養成（ガイドヘルパー関係）の研修を実施します。

② 福祉団体等助成事業

福祉当事者団体及び福祉推進団体の活動を支援するため、また、本会一般会員の研修等を支援する助成金を交付します。

③ 車いすの貸出事業

病気やケガ等により、一時的に車いすが必要になった場合や福祉体験の機材等として、車いすの貸出を行います。

④ 保育園児支援事業

保育園児の健全な育成を支援するため、情操教育に関する教材等の整備助成金を保育園へ交付します。

⑤ 障害者週間啓発事業

障害者週間（12月3日～12月9日）に市民の障がいへの理解を促進し、「ともに生きる社会」の更なる周知を図ります。

(4) 共同募金配分金事業【1,990 千円】

神奈川県共同募金会からの共同募金配分金を活用し、高齢者・障がい者等の各種支援事業を実施します。

① 料理教室の開催

シニア世代の男性高齢者を対象に、正しい食生活の在り方について学び、併せて相互の親睦を深めて健康増進を図る料理教室を開催します。

② 地域活動支援センターへの助成

障がい者福祉の向上のため、地域活動支援センターへ助成金を交付します。

③ 高齢者福祉施設一日体験事業

中学生を対象とした、ボランティア活動へのきっかけづくりとして、市内高齢者福祉施設の協力により一日体験事業を実施します。

④ 年末たすけあい配分金事業

障害者就労継続支援B型事業所及び地域活動支援センターの年末事業に対し助成金を交付します。

(5) ボランティアセンター活動事業【9,149 千円】

ボランティアセンター機能の充実強化を図るとともに、ボランティア養成講座等の開催や情報提供、福祉教育の推進、ボランティア団体への活動支援等を実施します。

① ボランティアセンターの管理運営

ボランティア活動の拠点として、研修室・作業室の利用提供とともに、情報提供、相談、紹介、啓発等を実施します。また、休日・夜間については、業務委託により、利便性の向上を図ります。

② ボランティア活動に関する相談の充実

相談、調整、支援機能を強化し、ボランティア団体、個人ボランティアの支援に努めます。

③ ボランティア講座等の開催

各種講座等を開催し、ボランティアの養成や育成に努めます。

- ・ 傾聴ボランティア養成講座
- ・ ボランティアスタートアップ講座
- ・ 災害ボランティアセンター運営スタッフ養成講座
- ・ 地域ボランティア養成講座（地区毎に実施）

(新) ・ 精神保健ボランティア養成講座

- ・ 防災・減災講座

④ 福祉教育推進事業

ア 市内小中学校を対象とした福祉教育の支援として、各種講師の派遣及び物品の貸出を行います。

- (ア) 手話体験講座
- (イ) 視覚障がい者の誘導体験講座
- (ウ) 点字体験講座
- (エ) 車いす体験講座
- (オ) 高齢者擬似体験講座
- (カ) 認知症サポーター養成講座

(新) (キ) 車いすバスケットボール体験講座

(新) (ク) 障がいへの理解促進講座（仮称）

イ 市内高等学校を対象とした福祉教育の支援として、各種講師を派遣します。

- (ア) 手話体験講座
- (イ) 視覚障がい者の誘導体験講座
- (ウ) 認知症サポーター養成講座

ウ 市内企業・大学及び団体を対象とした福祉教育の支援として、講師の派遣や教材の貸出を行います。

- (ア) 視覚障がい者の誘導体験講座
- (イ) 高齢者擬似体験セットの貸出

⑤ ボランティア団体等への助成

本会登録団体に対し、ボランティア活動のより一層の充実を図るため、助成金を交付します。

⑥ ボランティア情報の提供

「社協あつぎ」、ホームページ、フェイスブック及びボランティア募集情報パンフレット等を活用し、情報の発信に努めます。

⑦ 災害ボランティアセンター運営スタッフ登録事業

“いざ”という時に災害ボランティアセンターを円滑に運営できるよう、センターの運営に必要となるスタッフを確保するため、運営スタッフ登録事業を実施します。

⑧ ボランティア団体の講座支援

障がい者の社会参加等を促進するボランティア団体が行う講座等を共催で開催します。

(6) 資金貸付事業【10,606千円】

生活困窮世帯、高齢者・障がい者世帯等の支援として、生活困窮者自立相談や福祉まるごと相談等を通して、世帯の自立と安定を図るため生活福祉資金及び緊急援護資金等の貸付を行います。

① 生活福祉資金の貸付

低所得世帯、高齢者・障がい者世帯に対し、教育支援資金のほか用途別に資金の貸付を行います。

② 緊急援護資金の貸付

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し、資金の貸付を行います。

③ 行旅人の援護（旅費の貸付）

行旅人に旅費（隣接市までの電車賃）の貸付を行います。

(7) 在宅援護等事業【1,955千円】

制度外の在宅支援として、福祉有償運送による移送サービスやホームヘルパーを派遣するあつぎしあわせライフサービス等を実施します。

① 移送サービス

公共交通機関等の利用が困難な要介護者及び障がい者等に対し、福祉有償運送として移送サービスを実施します。

② あつぎしあわせライフサービス

市民参加による有料の家事・介護サービスを実施します。

③ 災害見舞金の支給

火災等の被災者に対し見舞金を支給します。

2 権利擁護支援センター【37,595千円】

(1) 権利擁護支援事業【28,340千円】

権利擁護の支援が必要な人に適切な支援につながるように関係機関との連携を強化し権利擁護に関する取組を総合的に推進します。

① 中核機関の運営

成年後見制度における地域連携の中心的役割を担う中核機関として、厚木市からの委託により、厚木市権利擁護支援センターあゆさぼを運営します。

ア 講座や研修会等を通じて市民や関係機関等に成年後見制度の普及啓発に努めます。

イ 本人の意思決定支援を尊重し、権利擁護支援チームによる支援と協議会の運営等、権利擁護支援に係るネットワークの充実に努めます。

ウ 専門職による成年後見相談を実施するとともに、本人にとってふさわしい成年後見人等候補者を検討する会議を定期的に開催します。

② 市民後見人の養成とフォローアップ

市民後見人の育成のための研修を実施し、市民後見人として受任するまでの間、待機者の活動をサポートする体制を整えるとともに、後見等を受任してから終了まで一貫したフォローアップを行います。

③ 法人後見

成年後見制度の利用が必要な方に対し、本会が後見業務を担い組織での対応力を活かした継続的な支援を実施します。

④ 高齢者・障がい者虐待防止の推進

高齢者及び障がい者の権利侵害に関する相談を受け付け、虐待防止講演会を通して虐待防止の啓発に努めます。

⑤ 終活相談

自分らしい人生の最期を迎えることができるように、遺言や相続等に関することについて専門職による終活相談を実施し、適切な助言等を行います。

(2) 日常生活自立支援事業【9,255千円】

高齢や障がいなどによって一人では日常の生活に不安のある方が、地域で安心して生活が送れるよう、本人との契約に基づいて福祉サービスの利用手続きや預貯金のお出し入れ、福祉サービス等の支払などの金銭管理及び書類の預かりを行うことにより、日常生活の自立支援を図ります。

① 福祉サービス利用援助

福祉サービス利用のための手続き等の支援を行います。

② 日常的な金銭管理サービス

利用者に代わって、生活費等の払い出しや支払いを行います。

③ 書類等預かりサービス

利用者が保管困難な年金証書や預金通帳等を預かり保管します。

3 居宅介護事業【15,606千円】

障害者総合支援法により指定を受けた居宅介護事業所として、障がい者の在宅生活を支援するためのサービスを実施します。

(1) 居宅介護事業【138千円】

在宅の要介護者に対し、身体介護や家事援助のサービスを提供します。

(2) 同行援護事業【15,468千円】

視覚障がい者の外出移動を支援するサービスを提供します。

II 公益事業

喫茶・売店事業【9,985千円】

障がい者の就労の場の確保と公共施設等利用者の利便を図るため、厚木市保健福祉センターにおいて、喫茶「どんぐり」・売店「どんぐり」を経営します。

(1) 喫茶事業【5,507千円】

(2) 売店事業【4,478千円】

III 収益事業

自動販売機設置事業【477千円】

市内公共施設等への自動販売機の設置により、各施設利用者の利便を図るとともに、その収益金を社会福祉事業及び公益事業のために活用します。